

# 令和7年かすみがうら市教育委員会10月定例会 会議次第

日時 令和7年10月24日（金） 午前9時～  
場所 千代田コミュニティセンター 小会議室A

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第28号 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和6年度対象）
- (2) 議案第29号 かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第30号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について

## 【追加議題】

- (4) 議案第31号 かすみがうら市学校運営協議会委員（下稻吉中学校区）の委嘱について
- (5) 議案第32号 かすみがうら市学校運営協議会委員（千代田義務教育学校区）の委嘱について

5 その他

- (1) 図書館本館の休館時の対応について
- (2) その他

6 閉会



## 令和7年かすみがうら市教育委員会10月定例会 会議録

1 開催日時 令和7年10月24日（金） 開会 午前 9時00分  
閉会 午前 9時58分

2 開催場所 千代田コミュニティセンター 小会議室A

3 出席委員 教育長 井 坂 庄 衛  
委員 稲 生 耕 一（教育長職務代理者）  
委員 坂 本 雅 子  
委員 梶 本 梓  
委員 松 信 亮 平

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	仲 澤 勤
学校教育課長	斎 藤 隆 男
生涯学習課長	山 口 由 晃
教育指導室長	坂 本 篤 也
歴史博物館長	山 口 浩 史
図書館長	鈴 木 教 男
生涯学習課 主任	福 島 真
学校教育課 係長	木 村 裕次郎
学校教育課 課長補佐	中 村 基 紀（書記）
学校教育課 学校教育担当	栗 原 希（書記）

6 議題

- (1) 議案第28号 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和6年度対象）
- (2) 議案第29号 かすみがうら市学区審議会委員会の委嘱について
- (3) 議案第30号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について  
【追加議題】
- (4) 議案第31号 かすみがうら市学校運営協議会委員（下稻吉中学校区）の委嘱について
- (5) 議案第32号 かすみがうら市学校運営協議会委員（千代田義務教育学校区）の委

## 嘱について

7 その他

(1)図書館本館の休館時の対応について

8 傍聴者 なし

9 会議の大要

開会 午前 9時00分

**事務局** 起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願ひいたします。

**教育長** それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。  
これより、令和7年かすみがうら市教育委員会10月定例会を開催いたします。  
最初に、事前に送付いたしました9月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。  
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき10～11月の教育長動静について報告)

**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教育長** 特に無いようですので、議事に移ります。  
議案第28号「令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和6年度対象）」を議題といたします。  
教育部長より説明をお願いいたします。

**教育部長** 議案第28号「令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（令和6年度対象）」についてです。資料4ページになります。  
標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、かすみがうら市議会に別紙の通り提出したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。  
内容につきましては、別冊の資料をご覧ください。令和7年度の報告書でございます。  
資料1ページをご覧ください。はじめに、趣旨につきましては、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会が、所管の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するもので、今回の議案提案理由となっています。

今回の点検評価の対象は、令和6年度の事業となっております。なお、令和6年度から市長部局の地域コミュニティ課に事務委任となりました公民館に係る事業は、今回の点検評価の対象から外れています。

点検評価の方法といたしましては、教育委員会事務局が行った自己点検評価に対し、学識経験者3名の事務点検評価委員より、ご意見・ご助言をいただきました。

会議は全3回開催しており、1回目が8月6日で、事務点検評価委員に対し、各担当課より自己点検評価の結果説明及び質疑応答を行いました。2回目の9月17日には、委員より各施策に対するご意見をいただきました。3回目の10月9日には、評価委員より各担当課への意見及び事務点検結果の講評をいただいております。

資料の2ページから5ページにかけましては、点検した事業の一覧でございます。また、6ページから9ページまでが教育委員会の活動状況について、10ページから59ページまでが、各施策の取組内容、課題と今後の方向性、内部評価の結果を記載しております。さらに60ページから65ページまでが、事務点検評価委員の基本施策ごとの意見を記載したものでございます。65ページ下段からは、事務点検評価委員より各担当課への意見及び事務点検結果の総評をいただいた内容となっています。詳細については、後ほどご確認いただきたいと思います。

今後、点検評価結果に関する報告書は、来月開会の市議会第4回定例会に提出するとともに、ホームページにて公表する予定です。

説明については、以上です。

## 教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願ひいたします。

## 坂 本 委 員

報告をありがとうございます。

報告書を拝見して、Aという評価も多く見受けられます。質問としましては、報告書の最終ページ67ページの(3)点検結果というところの1つ目の黒丸に、令和5年度の点検結果を施策に反映されて、6年度によりよい事業が実施されているというような評価が書かれていますが、具体的に改善された点等がありましたら教えていただければと思います。

## 教 育 長

ありがとうございます。

各担当課の方から特に目立った改善点等があれば、説明をお願いします。

(休憩 午前 9時12分)  
(再開 午前 9時13分)

## 教 育 長

学校教育課からお願ひします。

## 学 校 教 育 課 長

各項目ありますて、概ねBということが、実際の評価と考えます。

これはあくまでA評価、B評価というのは、事務点検評価委員の方が評価したことではなくて、自己評価となっています。そのため計画通り遂行できたかという観点で、外部評価というよりは内部評価ということ

になります。

各項目で細分化していますので大きな成果を説明するのは難しいのですが、事業自体が計画に基づいて、この項目ごとに、順々と進めるといったところの中では、確実に前進していると考えています。

事務点検評価委員の皆さんも、教員出身の方ですので、学校の子供たちの環境を配慮しつつ予算も制限がある中で事業に取り組んでいるというところを評価いただいて、総合評価に繋がっているというところでございます。

実例を挙げますと、点検評価の結果に関しても継続的に実施し公表しているなど周知に努めているということで評価をいただいているというような印象でございます。

**教 育 長**

生涯学習課、お願ひします。

**生涯学習課長**

具体的に説明させていただきますと、様々な団体を生涯学習課の方で担当しています。そこで課題となるのが、団体の役員さんの高齢化やなり手不足というところがあります。

その部分につきまして、スポーツ推進委員では、2～3名新たな委員を入れたというところもありますので、そこが多少評価されたのかなと思います。今後も連携を取りながら、なるべく多くの方に委員等になっていただきなど、若返りを図っていきたいと考えています。

**坂 本 委 員**

報告書の記載から読み取れない具体的なところを教えていただき、ありがとうございます。

**教 育 長**

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

稻生委員、お願ひします。

**稻 生 委 員**

まず、22ページのところで、ひたちの広場について記載があると思います。後程、今年度のひたちの広場の状況を報告していただけると思いますが、報告書では延べ人数が減ってきてているのが読み取れます。ただ、不登校については、現状維持となっている状況に対して、今後の課題・方向性というところで、不登校児童生徒の教育機会を保障する、校内フリースクールの環境を充実させるとなっていますが、抜本的な対策を考えないといけないのではないかと個人の感想として思っています。

例えば、不登校になってしまったお子さんを育てる保護者へのアプローチについてなど根本的な問題としては学校に行けるだけの問題ではないので、将来的なことを考えると学年が上れば社会的自立などそういう部分を念頭におきながら指導していくなど、具体的な解決策や対応部署などを定めたりするなどそういうことをやっていかないと、なかなか不登校に対しては解消していかないと思います。

もちろん解消したから良いというわけではなく、大事なことはそれぞれの子供が社会的自立をしていくことが大事だと思いますが、この内容だけでは、今後の方向性がわからないという印象があります。

また、26ページの学校支援員さんの件について、支援が必要な生徒数が増えているなかで支援員の数が現状維持あるいは減っているということに対して、予算関係が厳しいのかなと思いました。

このような報告書で数値を見ないと、私たちもわからないものなので今回そのように感じました。

また、28ページの教育環境の整備で、教育指導に要する経費として、

令和6年度と比べると、7年度が3分の1の予算になっているところをみると、厳しい現状にあるのかなというようなことを感じました。

逆に、30ページのところの施設設備に関しては、小学校への予算が0になって中学校への予算が増えたところは、課題・今後の方向性のところに下稻吉中学校の老朽化への対応と記載があるため、どうしたことに対して予算化をしているということが分かり、理解できました。

ただ、36ページと38ページのところでは、学校家庭地域の連携協力推進に要する経費で、令和7年度の予算額がアップしているのでなぜ多くなっているのかなと思いました。記載内容を読みましたが、なぜ増加しているかが記載されていないように思いました。

あとは、50ページのところの学校部活地域移行に関する経費として6年度よりも7年度の予算が増えているのは、子供たちの活躍する場が少なくなってしまうので、増えている理由に理解ができます。

昨年度も発言したことがありましたが、かすみがうら市の文化財関係が全国の中でもすごく豊かにあると思います。55ページのところの文化財保護関係に関する予算が、定期的に増えているということは、市政としても文化財を守っていきたいというのが見受けられます。ただ、この中で帆引き船保存活用対策に要する経費が0になっているのはなぜだろうと思いました。

#### **教 育 長**

担当課、いかがでしょうか。生涯学習課、お願ひします。

#### **生涯学習課長**

何点かご質問をいただきましたが、この場で回答できることを回答させていただきます。

帆引き船に関しては、令和7年度からは商工観光課の方に移りますのでそちらの方の予算となり、0となっています。以上になります。

#### **教 育 長**

学校教育課、お願ひします。

#### **学校教育課長**

予算の対比について、この報告書の作り方として、何の予算が増減するという内容を記載していないものとなっていますので、今回ご意見をいただいて記載方法については今後検討をしていきたいと考えています。

支援員については、正直我々も予算の交渉の中で苦慮しているところではありますが、その中で最大限で対応できるところを工夫しながら実施している状況です。今後も予算の確保をできる限り努めたいというところです。

指導に要する経費につきましては、比較がはっきりとわからないというところではあるのですが、教科書の採択替えがありまして、こちらでは教科書の購入を行っています。教職員が使用するものになります。

そうすると、そのタイミングが4年に1度となり、順次小学校、中学校という形となりますので、予算額に変動がございます。そのほかの部分も同様なものとなります。

ひたちの広場については教育指導室長からお願ひします。

#### **教 育 長**

教育指導室長、お願ひします。

#### **教育指導室長**

前回の委員からの質問もありましたが、この場でお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

本年度のひたちの広場の利用状況ですが、4月から9月までの数になりますが、延べ人数で申し上げると、78名の利用になっております。

毎月平均10何名という形です。ただ、実人数として利用している人数は、現在は3名ということになっております。

内訳としては、小学生1名、中学生2名、そのうちの1名は、校内のフリースクールに大分通うようになっているので、先ほど申し上げた78名のうち8割ぐらいは、残りの2人が利用しているという状況です。

10月中旬から、さらに小学生が1名、通級という申し込みが増えましたので、さらに1名増える予定ではございます。

現状としてはこのようになっています。

**教 育 長**

ありがとうございました。稻生委員、よろしいでしょうか。

**稻 生 委 員**

ありがとうございました。

**教 育 長**

今、稻生委員からご指摘いただいた不登校の問題、学校支援員の問題、教育予算の問題、教育環境の問題と含めて、令和8年度の予算の協議もこれから始まりますので、教育委員会としても頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

質疑が無いようですので、議案第28号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「かすみがうら市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

それでは、資料6ページをお願いいたします。

議案第29号「かすみがうら市学校審議会委員の委嘱について」になります。

標記の件について、かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり嘱託したく教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の委嘱につきましては、2年間の任期が満了となることから、11月1日からの任期について委嘱するものでございます。

10月末までの現時点の委員さんと変更がございませんので、13名すべて更新、継続ということになりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

質疑が無いようですので、議案第29号については、原案のとおり決す

ることに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

それでは資料8ページをお願いいたします。  
議案第30号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」になります。  
かすみがうら市学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料9ページをご覧ください。

改正内容につきましては、休業日の変更でございます。下段の新旧対照表をご覧ください。

現状では、12月24日から翌年1月6日までを冬季休業日としておりました。

改正後につきましては、12月25日から翌年1月7日までといたします。この規則は公布の日から施行となります。

もともと平成25年までは、12月25日から1月7日としていたものが、当時天皇誕生日が12月23日ということで12月24日まで登校日となると、1日だけ登校して冬休みに入るという流れになることから、子供たちのお休みを連続させたほうが良いのではないかという考え方から、平成26年度にこれを1日早めまして、現在の1月24日から1月6日としていたものでございます。

これとは別に、教職員が出勤自体をしない、学校閉序日というものが、1月4日までとされているため、1月5日や6日が土日に当たってしまうと、長期休業明けの準備が取れないというところの課題があるということで、始業に向けた準備も行う日を確保したいということから、25年度以前の12月25日から1月7日に設定を戻すような改正となっております。

近隣市町村もこれに同調されるものと考えております。  
説明は以上です。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいいたします。稻生委員、お願ひします。

**稻 生 委 員**

転校生について、他の市町村から転入する、あるいは転出する子供のことを考えると、他の市町村と休業日を合わせた方が子供たちにとって良いのかなと思います。

**教 育 長**

ほとんどの他市町村では、1月8日スタートになっているということですね。その他いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

質疑がないようですので、議案第30号については原案とおり可決する

ことにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。  
以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局  
から議題2件を追加したいとの申し出があります。  
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議題に追加することにいたします。  
追加議題について、資料配付をお願いします。

(資料配付)

**教 育 長** それでは、議案第31号「かすみがうら市学校運営協議会委員（下稻吉  
中学校区）の委嘱について」から議案第32号「かすみがうら市学校運営  
協議会委員（千代田義務教育学校区）の委嘱について」は、関連すべき議  
案となりますので、一括して議題といたします。  
事務局、生涯学習課より説明をお願いします。

**生涯学習課主任** 議案第31号「かすみがうら市学校運営協議会委員（下稻吉中学校区）  
の委嘱について」になります。  
標記の件について、かすみがうら市学校運営協議会規則第4条第1項及  
び第2項の規定に基づき、別紙のとおり嘱託したく教育委員会に議決を求  
めるものです。  
資料2ページに、下稻吉中学校区の学校運営協議会委員名簿を記載して  
います。23名になります。  
また、3ページになります。  
議案第32号「かすみがうら市学校運営協議会委員（千代田義務教育学  
校区）の委嘱について」になります。  
標記の件について、かすみがうら市学校協議会規則第4条第1項及び第  
2項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく教育委員会の議決を求める  
ものです。  
資料4ページをご覧ください。千代田義務教育学校区の委員名簿です。  
16名を記載しています。  
説明は、以上です。よろしくお願いします。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいいた  
します。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第31号から議案第32号については、  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第32号については、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたので、事業報告及び事業計画の事項に入っていきたいと思います。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑がないようですので続いて、他の事項に移ります。

(1) 「図書館本館の休館時の対応について」になります。事務局生涯学習課図書館長より説明をお願いいたします。

図 書 館 長

他の報告資料になります。

図書館本館の休館日の対応についてご説明させていただきます。

霞ヶ浦コミュニティセンターの方では、空調設備や照明器具の更新工事により、令和7年11月1日から令和8年9月30日まで休館を予定しており、それに伴い図書館本館も次のように休館を予定しております。

1、図書館本館の休館の期間については、令和8年4月から令和8年9月までとなります。期間は工事の進捗状況によって若干変更等がございます。

2、休館中のサービス対応について、臨時窓口の開設を予定しております。図書館本館内の空調工事が完了するまでの期間、一部図書の貸出、返却、予約の受け取りができる臨時窓口の方を開設します。

場所につきましては、同じ施設、霞ヶ浦コミュニティセンター内の第1第2会議室になります。以前確定申告等をやっていた広い会議室があるのですが、そちらが令和8年4月の段階では空調工事が終わっている予定ですので、そちらの方に臨時窓口の開設を予定しております。

日時については、令和8年4月から令和8年9月、時間としては午前9時から午後9時を予定しており、期間等は先ほどと同様に工事の進捗状況によって変更があります。

臨時窓口でできることについては、図書の資料の貸出になります。ただし、臨時窓口ですので、図書の蔵書は4,500冊程度で、ある程度人気のある図書をそろえたいと考えております。

その他、図書資料の返却、延長の貸出、新聞や雑誌等の閲覧場所、予約

やリクエストカードの提出等になります。

主に図書館の業務が、蔵書は少ないので、ある程度網羅できるような形での対応を考えております。

また、一部臨時窓口でできないことがございます。

図書検索機器が図書館内にあるのですが、そういうものが利用できなくなること、消毒器の利用ができなくなる、あとは図書館本館の本館内にある図書については、休館中は利用できなくなります。

そのほか、臨時窓口内の貸し出しできる図書のインターネットの予約では、本館分の蔵書についてはインターネット予約ができなくなるような扱いになります。

本館の休館時サービスに変更がないことについては、千代田分館のサービス、ブックポストの返却書籍の回収、電子図書館の利用、下稻吉コミュニティセンターへの書籍配達サービスになります。

次のページになります。

3、図書館職員の事務所についてですが、現在は図書館の奥側に職員の事務所があるのですが、休館時に関しては現在の図書館事務所が利用できなくなるために、臨時窓口の同じ会議室の第1、第2会議室の一角を利用して、職員事務所を仮に設けて、お客様の問い合わせ等に対応したいと考えております。

簡単ですが説明は以上です。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

その他報告事項又は質問等ありましたら、お願ひいたします。  
生涯学習課長、お願ひします。

**生涯学習課長**

生涯学習課の歴史博物館の再開について館長の方から説明をさせていただきます。

**教 育 長**

歴史博物館長、お願ひします。

**歴 史 博 物 館 長**

以前の定例会にて、7月23日から11月末まで歴史博物館の方を休館とさせていただく説明をしました。

休館理由としましては、空調の不調や本館屋根瓦のモルタルの落下が見受けられるためでしたが、現在では室内の温度も定期測定では大分落ち着いてきまして、空調等がなくても館内観覧ができるような室内温度になってきましたので、来月11月1日から再開したい旨と屋根瓦のモルタル落下については、来館者への安全対策としまして、本館正面入口に仮設屋根を設置し、万が一来館者が通る動線のところに屋根瓦のモルタル等が落下した場合の安全対策に係る工事が、今月末には完了をする見通しですので、11月1日から再開したいと考えています。

なお、内容につきましては、市のホームページ等で周知の方をさせていただきます。

また、11月11日から1月4日までの予定で特別展の方を開催したいと考えております。

説明については以上です。

教 育 長 その他いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。  
次回の教育委員会 11月定例会は、令和7年11月14日（金曜日）午前9時から千代田コミュニティセンター視聴覚室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。  
以上で、本日の教育委員会 10月定例会を閉会いたします。  
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前 9時58分

10 議決事項 議案第28号について可決  
議案第29号について可決  
議案第30号について可決  
議案第31号について可決  
議案第32号について可決